

**平成 20 年度事後評価シート（平成 19 年度に実施した成果重視事業）**

事業名	外来生物飼養等情報データベースシステム構築費	評価年月	平成 20 年 4 月
上位施策番号	5	担当部局	自然環境局
上位施策名	生物多様性の保全と自然との共生の推進	担当課	野生生物課 外来生物対策室

事業について

事業の概要 必要性	平成 17 年 6 月より施行された外来生物法を、全国の特定外来生物の飼養者の情報及び特定外来生物の数量などを把握して円滑に運用するため、膨大な申請数及び情報量を効率的に扱い、地方環境事務所、農林水産省及び地方農政局と情報を共有するためのデータベースシステムを作成する。		
	事業計画期間	平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日	
	事業費	2.4 億円（H17 年度: 0.6 億円、H18 年度: 1 億円、H19 年度 0.8 億円）	

事業の目標等

事業目標 (求める成果)	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の円滑な運用による特定外来生物の飼養等の適正化と防除の推進				
目標達成のための手段	データベースシステムにより、申請者情報を一元化し、許可の有効期間を管理。 特定外来生物の全飼養者情報を把握し、不適正な飼養の実態の抽出を図る。 環境省総合文書管理システムとの連携及び電子申請の割合の増加により標準処理期間の短縮を図る。				
指 標 名	単位		H17 年度	H18 年度	H19 年度
標準処理期間の短縮率	%	目標値	-	20	30
		現況値	(システム開発中)	21	22
電子申請の割合	%	目標値	-	-	10
		現況値	(システム開発中)	0	0
目標値を設定した根拠等	データベースシステムの活用により、申請者情報や飼養等の内容の把握が容易になる。これにより、飼養等申請の処理を効率的に行えるようになる。				
予算執行について	効率化・弾力化措置	国庫債務負担行為	繰越明許費	目間流用の弾力化	目の大括り化
	上記措置による効果		当該年度における上記措置はなし。		

総合評価・分析（得られた成果等）

本システムは、微修正や機能の追加が必要な部分があるが、特定外来生物の飼養等許可を受けた者の情報はすべて入力され、地方環境事務所及び農林水産省とも共有できるデータベースとして機能している。また、特定外来生物の種によっては、新機能追加により入力・出力に係る労力を大きく削減できている。しかし、電子申請については、電子署名などの仕組みが外来生物の飼養者である一般国民の間で一般的ではなく、申請は現在のところ紙媒体で行われている。これは、本データベースシステム構築業務の課題ではないが、電子申請の割合を 10%確保するとした当初の成果目標を達成するに当たって、大きな課題となっている。

今後の取組

本システムの安定的な運用を図る。  
電子申請の割合を増加させるためには、当事業の範囲外である電子認証の国民への普及が不可欠である。外来生物法の手続は、想定されるものは全て電子申請に対応しており、電子認証が普及した際には円滑な業務遂行が図られると期待される。

今後の事業の方向性		事業の拡充・注力
	( )	取組を引き続き継続
		事業の縮小
		事業の中止・廃止
		事業の完了・終期

特記事項

--